

〔来庁者専用〕庁舎内託児室 ご利用案内

川口市子ども部保育運営課

1.開所時間 平日 午前9時00分から午後4時30分まで

(受付は午後4時まで)

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

※1人の児童が1日に利用できる時間は、預かり開始から1時間とします。

2.利用対象者 川口市役所に以下の用務がある保護者のお子さん
(1歳から小学校未就学前までのお子さん)

※以下のものに該当する方のみご利用いただけます※

①川口市役所第一本庁舎、第二本庁舎及び第三庁舎に申請、届出、
その他の用務がある保護者

②市の求めに応じ、本庁舎等で実施される会議等に参加される保護者

3.定員 10名

※お預かりしているお子様の年齢により定員を減らす場合があります。

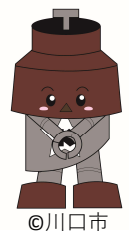
※定員を超えた場合は、利用受付をお待ちいただきます。

4.利用制限 以下の場合は利用をお断りする場合がございます。

◎お子さんが重症の怪我を負っている場合

◎病児・病後児の場合

◎緊急時・災害時の場合



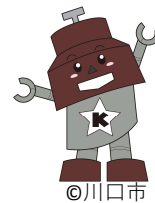
©川口市

5.その他

◎医療行為（投薬等）・食事（おやつも含む）の提供は行いません。

◎授乳やおむつの交換は、お子さんを預ける前に済ませてください。

～託児室での受付の流れ～



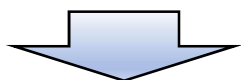
①利用説明

利用案内時に利用理由、お子さんの健康状態を聞き取ります。



②お子さんの検温

検温時に37.5度以上あり、健康状態が優れない場合はお預かりできません。
(健康状態が優れないとは、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく食事・水分が取れていないなどの全身状態が不良の場合。)

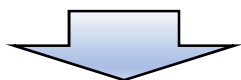


③利用申込書の記入、本人確認書類の提示

利用申込書の記入と、本人確認書類を確認させていただきます。

※本人確認書類（代表的なもの）

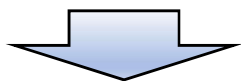
マイナンバーカード（通知カード含む）・住民基本台帳カード
運転免許証・資格確認書・母子健康手帳・旅券（パスポート）
在留カードなど



④託児時間の目安を記入した「託児室利用承認カード」を交付



＊お子さんのお預かり＊



⑤託児室利用承認カードは、用務先で担当課・対応者・用務終了時間を窓口等対応職員に記載してもらう。



⑥お子さんのお迎え、「利用承認カード」を回収 本人確認書類を再度確認します。

（誘拐等を未然に防ぐため、ご協力をお願いします）



＊お子さんの引き渡し＊